明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六〇）　一

本号で公布された法令のあらまし

◇**防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一六〇号）（防衛省）

一　自衛官に係る勤勉手当の支給割合の改定に伴い、若年定年退職者給付金の額の調整に関し必要な給与年額相当額の計算方法を改めることとした。（第二四条関係）

二　この政令は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

政　令

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年六月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

政令第百六十号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十七条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「の各号」を削り、同条第五号中「六月一日に係るものにあつては百分の七十を、十二月一日に係るものにあつては百分の六十五をそれぞれ」を「百分の六十七・五を」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

防衛大臣　田中　直紀
内閣総理大臣　野田　佳彦